

宮崎市公式チャンネル運用規程

（趣旨）

- 1 この運用規程は、YouTubeを利活用した動画の配信を目的として、宮崎市（以下、「市」という）が開設する公式チャンネルの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

（運用の目的）

- 2 市のさまざまな情報を動画で配信することにより、閲覧者に市の魅力をアピールするとともに、より身近に感じてもらうことを目的とする。

（適用範囲）

- 3 この運用規程は、市の行政組織（市長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、教育委員会、上下水道局、消防局）が行う動画配信に対して適用する。

（運用管理者等）

- 4 動画配信に係る運用管理者（以下「運用管理者」という。）は、秘書課長とする。
- 5 動画配信に係る運用責任者（以下「運用責任者」という。）は、広報広聴室長とする。
- 6 動画配信に係る運用者（以下「運用者」という。）は、広報広聴室員とする。
- 7 運用管理者は、次の業務を行う。
 - （1）公式YouTubeチャンネルのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること。
 - （2）公式YouTubeチャンネル全体の構成および調整に関すること。
 - （3）公式YouTubeチャンネル上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること。
 - （4）不適切な投稿の削除に関すること。
 - （5）その他、公式YouTubeチャンネルの運用に関すること。

（なりすましへの対応）

- 8 運用責任者は、市ホームページ上に市公式アカウントであることを掲載し、なりすましでないことを証明する。なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行う。

（動画配信）

- 9 運用者は、市からのお知らせやプロモーション、市内のイベント情報などの動画を選別し、説明を添えて配信する。
- 10 配信する内容は、運用管理者の決裁を必要とする。また、次の点を守ることにする。
 - （1）投稿内容は、原則として本市のPRに繋がる動画および業務に関する動画とする。
 - （2）投稿に対するコメントはできないように設定する。
 - （3）市の投稿動画一覧のページ内において広告を表示することは許可しない。
 - （4）市の投稿動画に関連した収益の受け取りは許可しない。

（遵守・留意事項）

1 1 動画配信に当たっては、この運用規程のほか、宮崎市ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインや動画配信サイトの規約等を遵守すること。また併せて、肖像権、プライバシー権、著作権等、他者の権利利益を侵害しないよう留意するものとする。

(登録、停止、削除等)

1 2 動画共有サイトを利用する際に登録するメールアドレスは、秘書課広報広聴室のアドレスとする。

1 3 動画配信の運用が困難と判断される場合には、市ホームページに明記した上で、速やかに運用を停止すること。また、必要に応じてアカウントを削除するものとする。

(免責事項)

1 4

(1) 利用者が使用するブラウザの種類など、閲覧環境に起因する支障や、動画共有サイトに起因するサービスの停止、不具合等については、市は一切の責任を負わない。

(2) 動画共有サイトから、市以外の第三者が管理するサイトにリンクを設定している場合、そのサイトを利用したことにより被った損害及び損失について、市は一切の責任を負わない。

(3) 利用者が掲載情報を利用したことにより、利用者または第三者が被った損害及び損失については、市は一切の責任を負わない。

(4) 市は予告なしにアカウント及びこの運用規程等を変更または削除する場合がある。

(5) 動画共有サイトにおいては、そのサイト管理会社による運用となるため、サイト内の機能や利用方法及び技術的な質問等に関しては、市は一切答えない。

(その他)

1 5 この運用規程に定めがない事項については、秘書課が適切な判断を行うものとする。

(附則)

この規程は、平成26年5月16日から施行する。